

第3部

特定事業の許可申請について

第3部 特定事業の許可申請について

第1 特定事業（一時堆積事業）許可申請書作成要領

I 申請書類の作成について

1 提出部数

申請書は正本1部、副本2部（環境管理課の所管区域については、副本1部。なお、副本は写しで可）を提出すること。

なお、特定事業が複数の市町村にまたがって行われる場合は、その数に応じて副本が必要となります。

2 申請書の製本

申請書はファイル等で製本すること。また、添付書類は原則A4判とし（様式の決まっているものはこの限りではない。）、目次を作成してインデックス等を貼付すること。

製本は、特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類（P1-4～P1-5）に沿って行うこと。

3 図面

- (1) A3判を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて末尾に綴じること。
- (2) 一つの図面に二以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載すること。
- (3) 添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておくこと。

4 その他必要な事項

- (1) 事業の目的、跡地利用等の計画内容を具体的に記載した事業計画概要書を必ず添付すること。
- (2) 特定事業予定地の現況（形状、構造物、周辺の道路等との関係など）が分かるような写真（複数枚でも可）を添付すること。また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付すること。
- (3) 特定事業の許可に関し、必要に応じて、別に書類の提出を求めることがあること。
- (4) 関係機関への意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等求められた部数を用意すること。

Ⅱ 特定事業許可申請書記載要領について

1 目次

申請に当たっては、特定事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類（特定事業）（P 1－4）の順で作成すること。

2 特定事業許可申請書（規則様式第 19 号）関係（様式 P 5－14、記載例 P 3（2）－1）

徳島県収入証紙 52,000 円分を申請書の正本に貼付すること。

「規則」：徳島県生活環境保全条例施行規則

「様式集」：徳島県生活環境保全条例に係る様式集

記 載 事 項	記 載 要 領
(1) 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	① 特定事業を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）添付すること。 ② 「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）は、原則として申請する日前 3 か月以内に発行されたものであること。 ③ 法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ④ 申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
(2) 特定事業区域の所在地及び面積 計画概要書 （様式 P 3－14） 土地の明細表 （様式 P 3－18）	① 特定事業区域の所在地は、代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。 ② 特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、「特定事業計画概要書」（様式集様式第 3 の 1 号。以下、「計画概要書」という。）の「特定事業に係る土地の明細表」（様式集様式第 3 の 5 号。以下、「土地の明細表」という。）に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ③ 特定事業区域の面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図書を添付すること。 ④ 「面積求積図」（縮尺 1/1,000 程度）には、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分毎に適宜色分けし明示すること。
(3) 特定事業に供する施設の設置計画	① 「特定事業に供する施設の設置計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。
(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	① 施工する事務所の所在地及び電話番号を記載すること。 ② 事務所を特定事業区域内に設置する場合は、その位置を「特定事業に供する施設の設置計画図」に明示すること。 ③ 事務所を特定事業区域以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業区域と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	① 申請者が個人である場合は、申請者本人を施工を管理する者とし、法人の場合は、施工を管理する者の法人内の所属、職氏名等を記載すること。

記 載 事 項	記 載 要 領
(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果 検査試料採取調書 (様式 P 5 - 1 7) (記載例 P 3 (2) - 3)	① 表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」(規則様式第 2 0 号) 及び当該「検査結果を証明する書面」(環境計量士が発行したものに限る。) を添付すること。 ア 表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺 1/500 程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 イ 「現場写真」は土壌検査の試料の採取状況の写真とすること。 ウ 表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者(法人の場合、代表者でなくても可) が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等の欄は、当該調書に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は、試料を採取した深さについて、cm 単位で記載すること。 エ 「検査結果を証明する書面」は、1 試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料採取が計量証明を行う者の計量管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ② 表土の検査は、特定事業区域の面積が 1 ヘクタールを超える場合は、1 ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ③ 検査試料は、原則として申請する日前 3 か月以内に採取したものであること。
(7) 特定事業に使用される土砂等の量 使用土砂等予定量計算書(様式: 任意) 搬入計画等 (記載例 P 3 (2) - 2)	① 埋立て等に供する区域外を採取場所とする土砂等の搬入予定量を記載すること。 ② 実測の横断面図、縦断面図等により積算された「使用土砂等予定量計算書」(土量の変化率を考慮しない) を添付すること。 ③ 許可申請書別紙の「特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画」(以下、「搬入計画等」という。) の合計と合致していること。
(8) 特定事業の施工期間	① 特定事業を行う期間を記載すること。申請者が特定事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の実施に係る同意書の期間との整合を図ること。 ② 開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおき、許可日から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
(9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所ならびに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	① 申請書別紙「搬入計画等」に予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入期間、搬入時間等の搬入計画を記載すること。(採取場所の一部が未定の場合は、判明しているものだけで可) ② 「土砂等の区分」は、「1 - (1)」、「1 - (2)」「2」の別を必ず記載のこと。 「土砂等の区分」 1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの (1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 1 9 号) 別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土 (2) その他 2 その他 ③ 備考欄には搬入業者等を記載すること。 ④ 土砂等の発生場所ごとの現場から当該申請地までの土砂等の搬入経路を記載した「搬入経路図」を添付すること。

記 載 事 項	記 載 要 領
(10)特定事業区域内の浸透水を採取するための措置（特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）	① 「浸透水を採取するための施設計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
(11)その他規則で定める事項	規則第 39 条第 1 項に規定する許可申請書の添付書類

3 添付書類（規則第 39 条第 1 項）関係

添 付 書 類	記 載 要 領
(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	特定事業許可申請書の記載事項(1)の添付書類
(2) 特定事業区域の位置図	「位置図」は特定事業区域に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業区域の位置を明示すること。
(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	「見取図」は特定事業区域周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/2,500 程度の図面とし、特定事業区域の形状を明示すること。
特定事業区域の (4) 計画平面図 (5) 計画縦断面図 (6) 計画横断面図	① 特定事業の施行前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺 1/250 ～ 1/500 程度の図面とし、全体計画と今回申請に係る計画を記載すること。 ② 「平面図」には、特定事業区域がわかるよう色塗り等により明示し、土地の地番界、地番、土地所有者名、特定事業区域の境界杭、測線、施設の説明等必要な事項を記載すること。
(7) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 (8) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	原則として、申請する日前 3 か月以内に発行されたものを添付すること。
(9) 特定事業区域内の土地の公図の写し (10) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	① 特定事業区域並びに地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ② 謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

添 付 書 類	記 載 要 領
(11)土地の使用権原を証する書類 (12)特定事業区域内土地使用同意書 (様式P5-33) (13)特定事業区域外(一時堆積事業)土地使用同意書 (様式P3-12) (14)印鑑登録証明書	① 特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあつては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」(写しで可)及び「特定事業区域内土地使用同意書」(様式集様式第5号)を添付すること。(当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業区域内土地使用同意書」が必要となる。) ② ①の場合、特定事業区域内土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ③ 特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業区域外(一時堆積事業)土地使用同意書」(様式第1号)を添付すること。(当該同意の対象となる土地が、①により同意されている土地である場合は添付を要しない。) ④ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ⑤ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者(代表者が選任されているときは代表者(代表者であることを証する書面の添付を要する。))の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ⑥ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
(15)特定事業区域内施工同意書 (様式P5-35)	① 特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」(様式集様式第7号)を添付すること。書類に押印した権利者の印鑑登録証明書は不要。 ② 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
(16)表土の土壌検査関係書類	特定事業許可申請書の記載事項(6)の添付書類 (「検査試料採取地点位置図」、「現場写真」、「検査試料採取調書」、「検査結果を証明する書面」)
(17)土砂等の量を積算した計算書	特定事業許可申請書の記載事項(7)の添付書類 (「使用土砂等予定量計算書」)
(18)特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等の許可書等の写し	① 農地法や国有財産法など、特定事業を実施するに当たって必要な許認可について当該許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印があるなど申請済みであることが確認できるもの)を添付すること。 ② 「計画概要書」の「関係法令等の許認可等一覧表」(様式集様式第3の7号)に許認可の状況を整理すること。

添 付 書 類	記 載 要 領
(19) その他知事が必要と認める書類	
ア 特定事業計画概要書 (様式 P 3 - 1 4)	① 事業目的、事業（施設）の名称、土地利用状況及び計画、全体計画との関係、完了後の施設の管理方針等を記載した「特定事業計画概要書」（様式集様式第 3 の 1 号）を作成すること。 ② 「特定事業計画概要書」には、別紙として - a 「施工計画書」 (様式集様式第 3 の 3 号。P 3 - 1 6) - b 「工程表」 (様式集様式第 3 の 4 号。P 3 - 1 7) - c 「特定事業に係る土地の明細表」 (様式集様式第 3 の 5 号。P 3 - 1 8) - d 「工事の経歴等及び資金計画書」 (様式集様式第 3 の 6 号。P 3 - 1 9) - e 「関係法令等の許認可等一覧表」 (様式集様式第 3 の 7 号。P 3 - 2 0) を添付すること。
a 施工計画書 (関係図面) (契約書等)	① 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺的生活環境の保全対策、生活の安全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ② 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
b 工程表	各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
c 特定事業に係る土地の明細表	特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
d 工事の経歴等 及び資金計画書 (定款) (納税証明書) (残高証明書) (融資証明書)	① 法人の設立年月日、資本金、事業税未納の有無、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書（完納証明が必要。個人の場合は前年度の個人事業税の納税証明書）を添付すること。 ② 特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
e 関係法令等の 許認可等一覧表	① 特定事業の施行に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。
イ 特定事業の許可 申請に係る申告書	申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（P 5 - 3 9）第 3 - I - 4 に規定する、申請者の欠格事由に該当しないか申告書（様式集様式第 4 号）を作成すること。
ウ 特定事業区域の 写真	計画地の全景、周辺の状況がわかる写真を添付し見取図等に撮影位置を記載すること。
エ その他	

特定事業許可申請の必要書類一覧表（略 P 1 - 4 に記載）

Ⅲ 一時堆積事業許可申請書記載要領について

1 目次

申請に当たっては、一時堆積事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類（一時堆積事業）（P 1－5）の順で作成すること。

2 一時堆積事業許可申請書（規則様式第 2 1 号）関係（様式 P 5－1 8、記載例 P 3（2）－4）

徳島県収入証紙 52,000 円分を申請書の正本に貼付すること。（白紙に貼付して添付することも可）

記 載 事 項	記 載 要 領
(1) 氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	① 特定事業を行おうとする者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあつては、「登記事項証明書」）添付すること。 ② 「住民票の写し」（法人にあつては、「登記事項証明書」）は、原則として申請する日前 3 か月以内に発行されたものであること。 ③ 法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ④ 申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
(2) 特定事業区域の所在地及び面積 計画概要書 （様式 P 3－1 5） 土地の明細表 （様式 P 3－1 8）	① 特定事業区域の所在地は、代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。 ② 特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、「特定事業計画概要書」（様式集様式第 3 の 1 号。以下、「計画概要書」という。）の「特定事業に係る土地の明細表」（様式集様式第 3 の 5 号。以下、「土地の明細表」という。）に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ③ 特定事業区域の面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図書を添付すること。 ④ 「面積求積図」（縮尺 1/1,000 程度）には、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分ごとに適宜色分けし明示すること。
(3) 特定事業に供する施設の設置計画	① 「特定事業に供する施設の設置計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。
(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	① 管理する事務所の所在地及び電話番号を記載すること。 ② 事務所を特定事業区域内に設置する場合は、その位置を「特定事業に供する施設の設置計画図」に明示すること。 ③ 事務所を特定事業区域以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業区域と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	① 申請者が個人である場合は、申請者本人を施工を管理する者とし、法人の場合は、施工を管理する者の法人内の所属、職氏名等を記載すること。

記 載 事 項	記 載 要 領
(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造） 検査試料採取調書 （様式 P 5－17） （記載例 P 3 (2)－3）	【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合】 ① 表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」（規則様式第 20 号）及び当該「検査結果を証明する書面」（環境計量士が発行したものに限る。）を添付すること ア 表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺 1/500 程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 イ 「現場写真」は土壌検査の試料の採取状況の写真とすること。 ウ 表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等の欄は、当該調書に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は、試料を採取した深さについて、cm 単位で記載すること。 エ 「検査結果を証明する書面」は、1 試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料採取が計量証明を行う者の計量管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ② 表土の検査は、特定事業区域の面積が 1 ヘクタールを超える場合は、1 ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ③ 検査試料は、原則として申請する日前 3 か月以内に採取したものであること。【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合】 ④ 1/250 ～ 1/500 程度の構造がわかる「遮断構造に関する図面」を作成し、遮断物の材質も明記すること。
(7) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 （様式 P 3－13）	① 年間及び 1 日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。 ② 「一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書」（様式集様式第 2 号）に記載された予定量の合計と一致すること。 ③ 搬入経路図を添付すること。
(8) 一時堆積事業の施工期間	① 特定事業を行う期間を記載すること。申請者が特定事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の実施に係る同意書の期間との整合を図ること。 ② 開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおき、許可日から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
(9) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	① 「浸透水を採取するための施設計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
(10) その他規則で定める事項	規則第 39 条第 3 項に規定する許可申請書の添付書類

3 添付書類（規則第39条第3項）関係

添 付 書 類	記 載 要 領
(1) 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	一時堆積事業許可申請書の記載事項(1)の添付書類
(2) 特定事業区域の位置図	「位置図」は特定事業区域に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業区域の位置を明示すること。
(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	「見取図」は特定事業区域周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/2,500 程度の図面とし、特定事業区域の形状を明示すること。
(4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 (5) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	原則として、申請する日前3か月以内に発行されたものを添付すること。
(6) 特定事業区域内の土地の公図の写し (7) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	① 特定事業区域並びに地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ② 謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
(8) 土地の使用権原を証する書類 (9) 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式P5-34）	① 特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」（写しで可）及び「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式集様式第6号）を添付すること。 （当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」が必要となる。） ② ①の場合、特定事業区域内（一時堆積事業）土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。
(10) 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書（様式P3-12） (11) 印鑑登録証明書	③ 特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業区域外（一時堆積事業）土地使用同意書」（様式第1号）を添付すること。（当該同意の対象となる土地が、①により同意されている土地である場合は添付を要しない。） ④ 土地所有者が、登記事項証明に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ⑤ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ⑥ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
(12) 特定事業区域内施工同意書（様式P5-35）	① 特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」（様式集様式第7号）を添付すること。書類に押印した権利者の印鑑登録証明書は不要 ② 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
(13) 表土の土壌検査関係書類	【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造でない場合】 一時堆積事業許可申請書の記載事項(6)の添付書類 （「検査試料採取地点位置図」、「現場写真」、「検査試料採取調査」、「検査結果を証明する書面」）

添 付 書 類	記 載 要 領
(14)遮断構造に関する図面	【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造である場合】 一時堆積事業許可申請書の記載事項(6)の添付書類
(15)計画平面図 (16)計画断面図	【特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合のもの】 ① 土砂等の堆積が最大となったときの1/250～1/500程度の「計画平面図」、「計画断面図」を作成し、特定事業区域を色塗り等により明示すること。図面は特定事業の施工前の形状及び完了時の状況が確認できるものであること。
(17)特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等の許可書等(申請書)の写し	① 農地法や国有財産法など、特定事業を実施するに当たって必要な許認可について当該許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印があるなど申請済みであることが確認できるもの)を添付すること。 ② 「計画概要書」の「関係法令等の許認可等一覧表」(様式集様式第3の7号)に許認可の状況を整理すること。
(18) その他知事が必要と認める書類	
ア 一時堆積事業計画概要書 (様式P3-15)	① 施設の名称、土地の現況、土砂等について採取場所ごとに区分するための措置等を記載した「一時堆積事業計画概要書」(様式集様式第3の2号)を作成すること。 ② 「一時堆積事業計画概要書」には別紙として a「施工計画書」(様式集様式第3の3号。P3-16) b「工程表」(様式集様式第3の4号。P3-17) c「特定事業に係る土地の明細表」(様式集様式第3の5号。P3-18) d「工事の経歴等及び資金計画書」(様式集様式第3の6号。P3-19) e「関係法令等の許認可等一覧表」(様式集様式第3の7号。P3-20) を添付すること。
a 施工計画書 (関係図面) (契約書等)	① 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺的生活環境の保全対策、生活の安全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ② 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
b 工程表	各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
c 特定事業に係る土地の明細表	特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
d 工事の経歴等 及び資金計画書 (定款) (納税証明書) (残高証明書) (融資証明書)	① 法人の設立年月日、資本金、事業税未納の有無、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書(完納証明が必要。個人の場合は前年度の個人事業税の納税証明書)を添付すること。 ② 特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
e 関係法令等の許認可等一覧表	① 特定事業の施工に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。

添 付 書 類	記 載 要 領
イ 特定事業の許可申請に係る申告書	申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（P 5－39）第3－I－4に規定する、申請者の欠格要件に該当しないか申告書（様式集様式第4号）を作成すること。
ウ 特定事業区域の写真	計画地の全景、周辺の状況がわかる写真を添付し見取図等に撮影位置を記載すること。
エ その他	

一時堆積事業許可申請の必要書類一覧表（略 P 1－5に記載）

(様 式)

様式第 1 号

特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書

年 月 日

住所
権利者
氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

印

（特定事業許可申請者） に対し、次のとおり、特定事業に供する施設として土地を使用することについて同意します。

なお、特定事業許可申請者から、 年 月 日に特定事業の説明を受けその内容を確認しました。

1 特定事業者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所

2 特定事業区域の所在地

3 土地の使用に同意する期間 年 月 日から 年 月 日

4 土地の一覧

所在及び地番	地 目	公簿面積	権利の種類	使用目的	備 考
	計				

注 1 土地の使用に同意する期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意の期間を記載すること。

2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、賃借権その他行為の妨げとなる権利を記載すること。

3 共有の場合には、その旨を記載すること。

様式第 2 号

一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書

土砂等の発生場所 発生元事業者名	搬 入 計 画 等					搬 出 計 画 等			備 考
	予定量 m3	日平均 量 m3	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	予定量 m3	日平均 量 m3	搬出先特定事業等	
			～	～					
計									

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用の関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 の区分を記載すること。

特定事業計画概要書

申 請 者 (担当者)		電 話				設 計 者 (担当者)		電 話	
開発目的 (跡地利用)						事業(施設) の名称			
所 在 地		特定事業区域 管理する事務所				面 積		(開発区域 特定事業区域 m2) m2	
土 量		(全体計画 1日当たり最大 m3 m3 m3)				事業期間		(全体計画は 年 月まで)	
土地 利用 状況 及び 計画	現 在	状 況	森林(m2)	農地(m2)					計 (m2)
		事業区域							
	施 工 後	状 況	店舗(m2)	駐車場(m2)					計 (m2)
		事業区域							
全体計画との関係 (当期計画が全体 計画でない場合)									
周辺の公共施設(学 校、公園、道路等)、 家屋、農地等の状況									
道路及び河川管理者 等との協議									
隣接地及びその境界 を保全するための措 置									
廃棄物の不法投棄等 の防止対策									
完了後の施設の管理 者及び管理方針									
そ の 他									

一時堆積事業計画概要書

申請者 (担当)	電話			設計者 (担当)	電話		
施設の名称	～			面積	事業区域 m2		
事業期間							
土地の現況	森林(m2)	農地(m2)				計 (m2)	
特定事業区域							
周辺の公共施設(学校、公園、道路等)、 家屋、農地等の状況							
道路及び河川管理者 等との協議							
隣接地及びその境界 を保全するための措置							
廃棄物の不法投棄等 の防止対策							
特定事業に使用される土砂等について、 採取場所ごとに区分 するための措置							
その他							

施 工 業 者		住 所 氏名又は名称 現 場 責 任 者	電話番号
使用する機械及び 使 用 す る 資 材			
緊急時の連絡体制			
受 け 入 れ 土 砂 の 管 理 方 法			
施 行 方 法 ・ 施 設 の 維 持 管 理 方 法	準 備 工		
	搬 入 路 の 新 設 ・ 改 良		
	埋 立 て 等 の 施 行 方 法		
	浸透水を採取 するための施設		
	そ の 他		
周 辺 の 生 活 環 境 の 保 全 対 策			
生活の安全対策 交 通 安 全 対 策			
そ の 他			

別紙「工程表」

(変更前－黒書 変更後－赤書)

		1 年 目												2 年 目												3 年 目											
工 種	数 量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
備 考 (定期的又は廃止時若しくは完了時) の水質検査又は土壌検査の時期																																					

様式第3の5号

別紙「特定事業に係る土地の明細表」

NO _____

NO	所在地		使用 目的	地目 (登記)	現況	面積 (m2)		土地所有者の 住所及び氏名	同意の 取得	妨げとなる権利の種類 権利者の住所・氏名	同意の 取得	備考
	市町村・大字・字	地番				登記	実測					
【特定事業区域内の土地】												
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
計		筆										
【特定事業に供する施設に係る土地】												
									有・無		有・無	
									有・無		有・無	
計		筆										
合計		筆										

別紙「工事の経歴等及び資金計画書」

1 工事の経歴等 (年 月 日現在)

法人設立年月日	年 月 日	資 本 金	
事業税の未納について	未納が 有 ・ 無	従 業 員 数	
主たる取引金融機関		法令による登録等	
土砂等の埋立て等に係る工事の経歴			
施 工 箇 所	施 工 者	面 積 (m2)	土 量 (m3)
			法令等の許認可等の 年 月 日 及 び 番 号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号

2 資金計画

区分	項 目	金 額 (千円)	備 考
収入	自 己 資 金		
	借 入 金		
	そ の 他 ()		
	計		
支出	用 地 費		
	埋立て等の施工までに必要な準備経費（間接経費含む。）		
	進 入 路 開 設 ・ 改 良		
	防 災 施 設		
	そ の 他 ()		
	埋立て等に必要な経費（間接経費含む。）		
	計		

3 - 19

別紙「関係法令等の許認可等一覧表」

法 令 等 の 名 称	必要な手続きの状況
都市計画法	
宅地造成及び特定盛土等規制法	
徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例	
農地法	
農業振興地域の整備に関する法律	
土地改良法	
森林法	
自然環境保全法	
徳島県自然環境保全条例	
自然公園法	
徳島県立自然公園条例	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
河川法	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
建築基準法	
砂防法	
地すべり等防止法	
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	
文化財保護法	
徳島県文化財保護条例	
国有財産法	
道路法	
海岸法	
漁港法	
港湾法	
採石法	
砂利採取法	
瀬戸内海環境保全特別措置法	
徳島県環境影響評価条例（環境アセスメント）	
徳島県生活環境保全条例	
市町村条例（ ）	
土壤汚染対策法	
その他（ ）	

- 注 1 許認可等の必要な法令等は左の欄に○を入れること。
 2 手続きの状況を記載し許認可等を受けている場合は、年月日、番号、期間を記載する。
 3 他法令の許認可を受けていない場合は、その理由又は経過書を添付すること

特定事業許可申請に係る申告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は所在地

申請者

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者）

生年月日（個人の場合）

年 月 日生

特定事業許可申請に際し、申請者の欠格事由について以下のとおり申告いたします。
また、当方の個人情報に関係機関へ提供し、申告内容について照会を行うことを併せて同意します。
なお、この内容について、変更が必要となるに至ったときは、速やかに申し立てます。

〔 いずれかに○印をしてください。なお、虚偽の申告をした場合は、徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第76条第2号の規定により、許可を取消すことがありますので、承知してください。 〕

事 項	申請者	役員等	法定代理人	使用人	親子会社等
〔 役員等、法定代理人、使用人及び親子会社等の欄は、該当者がいる場合、該当に○印をし、以下について申告してください。 〕		該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
① 条例第60条第2項若しくは第3項又は第76条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
② 条例第76条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が条例第76条第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑥ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑦ 条例第76条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑧ 土砂等の埋立て等に関する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び⑦を除く。）	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑨ 土砂等の埋立て等に関する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
備考					

別紙 （役員等一覧表）

商 号 又 は 名 称	役 職	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	住 所
			年 月 日	

（親子会社一覧表）

商 号 又 は 名 称	代 表 取 締 役 等	所 在 地

(参考様式 1)

土壌検査結果証明書

年 月 日

殿

発行番号

登録事業番号

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象		単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法			
カドミウム		mg/l			0.003				
全シアン		mg/l			不検出				
有機燐		mg/l			不検出				
鉛		mg/l			0.01				
六価クロム		mg/l			0.05				
砒素		mg/l			0.01				
総水銀		mg/l			0.0005				
アルキル水銀		mg/l			不検出				
PCB		mg/l			不検出				
ジクロロメタン		mg/l			0.02				
四塩化炭素		mg/l			0.002				
クロロエチレン		mg/l			0.002				
1, 2-ジクロロエタン		mg/l			0.004				
1, 1-ジクロロエチレン		mg/l			0.1				
1, 2-ジクロロエチレン		mg/l			0.04				
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/l			1				
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/l			0.006				
トリクロロエチレン		mg/l			0.01				
テトラクロロエチレン		mg/l			0.01				
1, 3-ジクロロプロペン		mg/l			0.002				
チウラム		mg/l			0.006				
シマジン		mg/l			0.003				
チオベンカルブ		mg/l			0.02				
ベンゼン		mg/l			0.01				
セレン		mg/l			0.01				
弗素		mg/l			0.8				
ほう素		mg/l			1				
1, 4-ジオキサン		mg/l			0.05				
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg			15				
	銅	mg/kg			125				
検体の性状 (記入は任意)	pH			形状		色		匂い	
備考	発生場所： 工事名： 発生事業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：								

(参考様式 2)

水質検査結果証明書

年 月 日

殿

発行番号

登録事業番号

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分)

計 量 の 対 象		単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム		mg/l			0.003	
全シアン		mg/l			不検出	
有機リン		mg/l			不検出	
鉛		mg/l			0.01	
六価クロム		mg/l			0.02	
砒素		mg/l			0.01	
総水銀		mg/l			0.0005	
アルキル水銀		mg/l			不検出	
PCB		mg/l			不検出	
ジクロロメタン		mg/l			0.02	
四塩化炭素		mg/l			0.002	
クロロエチレン		mg/l			0.002	
1, 2-ジクロロエタン		mg/l			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン		mg/l			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン		mg/l			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/l			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/l			0.006	
トリクロロエチレン		mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン		mg/l			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン		mg/l			0.002	
チウラム		mg/l			0.006	
シマジン		mg/l			0.003	
チオベンカルブ		mg/l			0.02	
ベンゼン		mg/l			0.01	
セレン		mg/l			0.01	
弗素		mg/l			0.8	
ほう素		mg/l			1	
1, 4-ジオキサン		mg/l			0.05	
農用地(田に限る。)	銅	mg/l			1	
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：					

特定事業許可申請の必要書類一覧表

(条：生活環境保全条例、規：同条例施行規則)

事 項		備 考	
1	目次		1
2	特定事業許可申請書 (規則様式第19号) ※(1)から(10)は申請書の必要記載事項	規 39-1	2
	(徳島県収入証紙)	条 80	3
	(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 63-1-1	
	① 申請者の住民票の写し(法人は登記事項証明書)	規 39-1-1	4
	③ 申請代理人になり得ることを示す書類(代理人が申請する場合)	規 39-1-9	5
	④ 法定代理人の住民票の写し(申請者が未成年の場合)	規 39-1-9	6
	(2) 特定事業区域の所在地及び面積	条 63-1-2	
	③ 面積求積図	規 39-1-9	7
	(3) 特定事業に供する施設の設置計画	条 63-1-3	
	① 特定事業に供する施設の設置計画図		8
	(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	条 63-1-4	
	(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	条 63-1-5	
	(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	条 63-1-6	
	① 表土の土壌検査関係書類 (検査試料採取地点位置図) (現場写真) (検査試料採取調書) (検査結果を証明する書面)	規 39-1-7	9
	(7) 特定事業に使用される土砂等の量	条 63-1-7	
	② 使用土砂等予定量計算書	規 39-1-8	10
	(8) 特定事業の施工期間	条 63-1-8	
	(9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	条 63-1-9	
	① 搬入計画等(特定事業許可申請書別紙)		11
	④ 搬入経路図	規 39-1-9	12
	(10) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 63-1-10	
	① 浸透水を採取するための施設計画図		13
	(11) その他規則で定める事項	条 63-1-11	
3	許可申請書の添付書類	規 39-1	
	(2) 特定事業区域の位置図	規 39-1-2	14
	(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	規 39-1-2	15
	(4) 特定事業区域の計画平面図	規 39-1-3	16
	(5) 特定事業区域の計画縦断面図	規 39-1-3	17
	(6) 特定事業区域の計画横断面図	規 39-1-3	18
	(7) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 39-1-4	19
	(8) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	規 39-1-9	20
	(9) 特定事業区域内の土地の公図の写し	規 39-1-4	21
	(10) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	規 39-1-9	22
	(11) 土地の使用権原を証する書類	規 39-1-5	23
	(12) 特定事業区域内土地使用同意書	規 39-1-5	24
	(13) 特定事業(一時堆積事業)区域外土地使用同意書	規 39-1-9	25
	(14) 土地所有者の印鑑登録証明書	規 39-1-9	26
	(15) 特定事業区域内施工同意書	規 39-1-6	27
	(18) 関係法令等の許認可等の許可書等(申請書)の写し	規 39-1-9	28
	(19) その他知事が必要と認める書類	規 39-1-9	
	ア 事業計画概要書(施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等)		29
	イ 特定事業許可申請に係る申告書		30
	ウ 特定事業区域の写真		31
	エ その他		32

↑
第3部P3-2記載要領の番号に対応

↑
インデックス番号

一時堆積事業許可申請の必要書類一覧表

(条：生活環境保全条例、規：同条例施行規則)

事 項		備 考	
1	目次		1
2	一時堆積事業許可申請書 (規則様式第21号) ※(1)から(9)は申請書の必要記載事項	規 39-2	2
	(徳島県収入証紙)	条 80	3
	(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 63-2-1	
	① 申請者の住民票の写し(法人は登記事項証明書)	規 39-3-1	4
	③ 申請代理人になり得ることを示す書類(代理人が申請する場合)	規 39-3-5	5
	④ 法定代理人の住民票の写し(申請者が未成年の場合)	規 39-3-5	6
	(2) 特定事業区域の所在地及び面積	条 63-2-1	
	③ 面積求積図	規 39-3-5	7
	(3) 特定事業に供する施設の設置計画	条 63-2-1	
	① 特定事業に供する施設の設置計画図		8
	(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	条 63-2-1	
	(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	条 63-2-1	
	(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される場合においては、その構造)	条 63-2-3	
	① 表土の土壌検査関係書類 (検査試料採取地点位置図) (現場写真) (検査試料採取調書) (検査結果を証明する書面)	規 39-3-3	9
	④ 遮断構造に関する図面	規 39-3-2	10
	(7) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	条 63-2-4	
	② 一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書	規 39-3-5	11
	③ 搬入経路図	規 39-3-5	12
	(8) 一時堆積事業の施工期間	条 63-2-1	
	(9) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 63-2-2	
	① 浸透水を採取するための施設計画図		13
	(10) その他規則で定める事項	条 63-2-5	
3	許可申請書の添付書類	規 39-3	
	(2) 特定事業区域の位置図	規 39-3-1	14
	(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	規 39-3-1	15
	(4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 39-3-1	16
	(5) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	規 39-3-5	17
	(6) 特定事業区域内の土地の公図の写し	規 39-3-1	18
	(7) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	規 39-3-5	19
	(8) 土地の使用権原を証する書類	規 39-3-1	20
	(9) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書	規 39-3-1	21
	(10) 特定事業(一時堆積事業)区域外土地使用同意書	規 39-3-5	22
	(11) 土地所有者の印鑑登録証明書	規 39-3-5	23
	(12) 特定事業区域内施工同意書	規 39-3-1	24
	(15) 特定事業区域の計画平面図	規 39-3-4	25
	(16) 特定事業区域の計画断面図	規 39-3-4	26
	(17) 関係法令等の許認可等の許可書等(申請書)の写し	規 39-3-5	27
	(18) その他知事が必要と認める書類	規 39-3-5	
	ア 事業計画概要書(施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等)		28
	イ 特定事業許可申請に係る申告書		29
	ウ 特定事業区域の写真		30
	エ その他		31

↑
第3部P3-7記載要領の番号に対応

↑
インデックス番号

第3部(2)

許可申請書等の記載例

第2 許可申請書等の記載例

(規則) 様式第19号(第39条関係)

記載例

(表)

特定事業許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

申請者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の所在地及び面積	所在地 徳島市〇〇町 1〇〇番ほか3筆	面積 4,500 m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	徳島市〇〇町110番 (電話番号) 088-〇〇〇-△△△△	
施工を管理する者の氏名	管理課長 徳島 次郎	
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	別添のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量及びその施工期間	土砂等の量 10,000 m ³ 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置(特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合は、当該特定事業の性質及び困難である理由)	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

(別紙)

特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入 期間	搬入時間	搬入 土砂 等の 区分	備考
A町A字A番外 A団地造成工事に伴 う掘削土砂 A建設(株)	6,000	120	.. ~ ..	9:00~ 17:00 日曜、祭 日を除く	1-(1)	20台/日 10tダンプ S建設(株) が運搬
B町B字B番 県道B線改良工事に 伴う掘削土砂 (株)B土建	3,000	90	.. ~ ..	9:00~ 17:00 日曜、祭 日を除く	1-(1)	15台/日 10tダンプ○ ○が運搬
C町C字C番 Cマンション建築 に伴う基礎工事の掘 削土砂 (株)C組	1,000	60	.. ~ ..	9:00~ 17:00 日曜、祭 日を除く	1-(1)	10台/日 10tダンプ○ ○が運搬
			~	~		
			~	~		
			~	~		

注1) 備考欄には、運搬事業者、1日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること

注2) 土砂等の区分を必ず記載すること

- 1-(1) 下記1のうち(1)に該当する土砂等
- 1-(2) 下記1のうち(1)に該当しない土砂等
- 2 下記1に該当しない土砂等

1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土

(2) その他

2 その他

検査試料採取調書

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社〇〇部〇〇課

採取者 課長 徳島 三郎

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

別添の土壤検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料 の検査結果を 証明する書面 に記載された 発効番号	A-13579
検体区分	土砂等(表土・搬入・定期・廃止・完了) 浸透水(定期・廃止・完了)
採取年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
採取日の天候	晴れ
土砂等の採取 の場合にあっ ては、採取深 度	表土・5cm～50cm (表土の検査の場合) 50cm (搬入する土砂等の検査の場合)

備考

試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

(表)

一時堆積事業許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

申請者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

徳島県生活環境保全条例第 62 条第 1 項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の所在地及び面積	所在地 徳島市〇〇町 100番ほか3筆	面積 4,500 m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	徳島市〇〇町110番 (電話番号) 088-〇〇〇-△△△△	
施工を管理する者の氏名	管理課長 徳島 次郎	
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果 (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)	別添のとおり	
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 10,000 m ³ (1日平均 50 m ³) 搬出予定量 10,000 m ³ (1日平均 50 m ³)	
一時堆積事業の施工期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業区域内の浸透水採取するための措置	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

特定事業変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

〇〇年〇〇月〇〇日付け徳島県指令〇第〇〇〇号で許可を受けた事項について変更したので、徳島県生活環境保全条例第 68 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項の内容	変更後	変更前
主たる事務所の所在地	徳島県徳島市◇◇町 ◇◇丁目◇◇番地	徳島県徳島市〇〇町 〇〇丁目〇〇番地
変更の理由	本社の移転による	
添付書類 1 特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあつては、住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書） 2 特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の量を減少させるものに限る）を変更する場合にあつては、土砂等の量を積算した計算書		

(規則) 様式第 23 号(第 43 条関係)

記載例

(表)

特定事業変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

申請者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

〇〇年〇〇月〇〇日付け徳島県指令〇第〇〇〇号で許可を受けた事項について変更したいので、徳島県生活環境保全条例第 67 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 徳島県指令〇第〇〇〇号	
変更する事項の内容	変更後	変更前
特定事業区域の面積	5,000平方メートル	4,500平方メートル
特定事業区域内の浸透水採取するための措置	別添のとおり	別添のとおり
変更の理由	〇〇〇に伴う事業拡張による。	

土砂等搬入届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島A株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市AA町AA丁目AA番地

A

〇〇年〇〇月〇〇日付け徳島県指令〇第〇〇〇号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、徳島県生活環境保全条例第69条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	徳島県B郡B町B字B番外
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	徳島県CC市CC町CC番地 C建設株式会社 代表取締役 阿波一郎 088-XXXX-XXXX
土砂等の搬入予定量 (注 4,000m ³ 以内とすること)	当該採取場所からの搬入予定量 6,000m ³ (うち今回の搬入量3,000m ³)
土砂等の搬入期間 (注 今回の搬入量に対応した期間とすること)	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	徳島県EE市EE町EE番地 E建設株式会社 代表取締役 四国花子 088-△△△-☆☆☆☆
添付書類 1 土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、徳島県生活環境保全条例第69条各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書面の添付を省略することができる。 3 徳島県生活環境保全条例第69条第2号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面 4 土砂等の発生場所の位置図及び搬入経路図(仮置きを行う場合は、その場所も記載すること。)	

B

C

D

E

※ A～Eの箇所については、土砂等発生証明書(様式第8号)のA～Eの箇所と一致する。

特定事業着手報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

土砂等の埋立て等に着手したので、徳島県生活環境保全条例第 70 条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日〇第〇〇〇号
特定事業の施行期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等搬入届出書の提出年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

備考

- 1 土砂等の埋立て等に着手した日から起算して 10 日以内に報告すること。
- 2 現場事務所及び標識の写真を添付すること。

特定事業状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

徳島県生活環境保全条例第 71 条の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日〇第〇〇〇号
特定事業区域の面積(一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。)	4,500^{m²} (うち実施済面積 3,000^{m²})
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	(一時堆積事業の場合は、記載の必要なし) 6,500^{m³}
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量	(一時堆積事業でない場合は、記載の必要なし) 搬入量 ^{m³}
	(一時堆積事業でない場合は、記載の必要なし) 排出量 ^{m³}
今回の報告に係る期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日

備考

次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 報告に係る期間の最後の日前 1 週間以内に撮影した特定事業区域の写真
- (2) 土砂等の搬入元に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

別紙

採取場所・工事 名等・搬入期間	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
A団地造成工事① (搬入期間) 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	4,000	1,500	2,000	3,500	
県道B線改良工事 (搬入期間) 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	3,000	500	500	1,000	
Cマンション建築 (搬入期間) 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	1,000		500	500	
A団地造成工事② (搬入期間) 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	2,000		1,500	1,500	
合計	10,000	2,000	4,500	6,500	

- ※ 報告期間までに行った全ての搬入届について、届出ごとに記載してください。
(4,000m³以上の搬入土砂については複数の搬入届が必要ですが、その場合には、提出した届出ごとに記載してください。例：A団地造成工事①・②)
- ※ 今回報告した土砂について、搬入量を管理した伝票や土砂等管理台帳(手引きP4(2)－5に参考様式)等の搬入量が確認できる資料を添付してください。

特定事業水質・土壌検査報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎

報告者

住所 徳島県徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

徳島県生活環境保全条例第 72 条第 3 項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日 徳島県指令〇第〇〇〇号
検査の区分	水質・土壌
検査試料採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
検査結果	別添のとおり

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 計量証明における試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - 一 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
 - 二 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
 - 三 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面

特定事業完了~~（廃止）~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

徳島△△株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

特定事業を完了した~~（廃止した）~~ので、徳島県生活環境保全条例第 74 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日〇第〇〇〇号
完了（廃止）年月日等	計画期間 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日 完了期日 （廃止期日） 〇〇年〇〇月〇〇日
検査希望日	〇〇年〇〇月〇〇日

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 特定事業を完了した場合にあっては完了した日から 15 日以内に、特定事業を廃止した場合にあっては廃止した日から 30 日以内に届け出ること。

特定事業休止~~＝(再開)＝~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島△△株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

特定事業を休止した(休止する・~~再開する~~)ので、徳島県生活環境保全条例第 74 条第 1 項(第 5 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日〇第〇〇〇号	
休止 ＝(再開)＝ 年月日等	計画期間 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日 休止 ＝(再開)＝ 年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 休止期間 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	m ²	

備考

不要な部分を線で消すこと。

特定事業承継届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

徳島△△株式会社 代表取締役 徳島 太郎

届出者

住所 徳島県徳島市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

徳島県生活環境保全条例第 62 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日〇第〇〇〇号
承継前の事業者	住所 徳島県徳島市◇◇町◇◇丁目◇◇番地 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎
承継の理由	合併による
承継年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
添付書類	1 地位の承継の事実を証明する書面 2 地位の承継をした者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)

備考

特定事業の許可を受けた者の地位の承継があった日から 30 日以内に届け出ること。

土砂等発生元証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県知事 殿

責任者氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

C建設株式会社 代表取締役 阿波 一郎

発生元事業者

住所

徳島県CC市CC町CC番地

} C

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地	徳島県B郡B町B字B番外	} B
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名 A団地造成工事 発注者 徳島県AA市AA町AA番地 A建設株式会社 代表取締役 阿波 一郎 工事施工期間 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
当該工事に係る土砂等発生量	10,000 m ³ (うち処分契約量 6,000 m ³)	} D
今回の証明に係る土砂等の量	3,000 m ³ (4,000m ³ 以内)	
発生土砂等の汚染状況についての検査結果証明書の有無	有・ 無	} E
発生土砂等の区分	1 - (1)、1 - (2)、2	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあっては、名称、その代表者、所在地及び電話番号)	徳島県EE市EE町EE番地 E建設株式会社 代表取締役 四国 花子 088-000-☆☆☆☆ (注 土砂等搬入届の運搬事業者と同じ)	} A
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあっては、名称、その代表者、所在地及び電話番号)	徳島県徳島市AA町AA丁目AA番地 徳島A株式会社 代表取締役 徳島 太郎 088-△△△-☆☆☆☆	

※ A～Eの箇所については、土砂等搬入届出書 (規則様式第 2 4 号) のA～Eの箇所と一致する。

※ 土砂等の区分(以下参照) を必ず記載すること

- 1 - (1) 下記 1 のうち (1) に該当する土砂等
1 - (2) 下記 1 のうち (1) に該当しない土砂等
2 下記 1 に該当しない土砂等

- 1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの
(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成 3 年建設省令第 1 9 号) 別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土
(2) その他
2 その他